

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

那珂川市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福岡県那珂川市

3 地域再生計画の区域

福岡県那珂川市の全域

4 地域再生計画の目標

那珂川市の総人口（住民基本台帳人口）は、昭和 50（1975）年以降、急速に人口増加が進み、平成 26（2014）年に 50,000 人に達し、平成 27（2015）年以降は 50,300 人前後で微増傾向が続き、令和 4（2022）年では 50,096 人となっているが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 27（2045）年には 46,010 人まで減少することが見込まれている。

年齢 3 区分別人口（国勢調査人口）の推移をみると、昭和 55（1980）年から令和 2（2020）年にかけて、年少人口は 7,021 人から 8,136 人、生産年齢人口は 16,169 人から 29,916 人、老年人口は 1,650 人から 12,060 人となっている。総人口の伸びに比例して生産年齢人口も増加を続けていたが、平成 27（2015）年の調査ではそれが減少に転じ、併せて老年人口の増加が進んだことで、高齢化率は 20%を超え、人口ピラミッドで見ると、「40～44 歳」、「65～69 歳」の中高年齢層が多い人口構造へ変化を見せている。

自然動態については、本市では 20～30 代の人口増加を背景に出生数が死亡数を上回る自然増を継続しているが、出生数は直近 3 年間では微減傾向にあり、平成 6（1994）年～平成 12（2000）年にかけては 400～500 人台で推移していたが、平成 22（2010）年以降は 100～300 人台に減少している。令和 4（2022）年（住民基本台帳人口）には出生数 24 人、死亡数 37 人と 13 人の自然減となっている。その一方、合計特殊出生率の推移は、減少傾向とはいえ県平均を上回る数値で推移しているが、平成 25（2013）年～平成 29（2017）年の数値では 1.69 となり、微減となっている。

社会動態については、平成 23（2011）年から転出数が転入数を上回る社会減が続いていたが、近年は転入数と転出数が均衡し、令和 4（2022）年には転入数 203 人、転出数 172 人と 31 人の社会増となっている。

現在の那珂川市の総人口の増加は、福岡市に近接するアクセス環境の優位性のもと、子育て世代を中心とした転入超過による社会増などに支えられている。

この要因としては、福岡市の「ベッドタウン」となっていること、また、まちの魅力の発信と安心して子育てのできる環境の充実により、子育て世代に移住先として「選ばれるまち」としての認知度の向上が挙げられるが、増加基調が市街地に集中し、中山間部は人口が減少しているという人口構造の 2 極化

の状況を招いている。さらに、福岡市の人口も将来的には減少に転じることが予想され、「ベッドタウン」の機能だけでは本市の人口を維持できない可能性がある。人口減少に転じると、税収減少による行政サービスの低下や地域コミュニティの機能低下などといった影響が懸念される。

今後、市全体の人口構造を安定させ、地域コミュニティ活動を衰退させないような、地域に応じた対策を図ることが必要である。

また、今後進展する超高齢社会を見据え、第1次産業などの就業者の確保をはじめとした職住一体による定住人口の増加を目指し、自然や農業などの優位資源を活かしたさまざまな交流活動や関係人口への取組を進めることで、自然と共生する暮らしへ関心をもつ市外者の移住のきっかけをつくっていくことが重要になるとともに、今後は、企業誘致や創業者の育成などにより、市内における安定した雇用を生む産業を創出し、職住近接による定住環境をつくっていくことも求められる。

これらの課題に対応するため、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、子育て世代の更なる人口増加に向けた働きかけ、「市街地と中山間部」の人口構造の2極化に対応した地域づくり、市内での仕事の創出による職住近接の推進を図ることで、本市の将来にわたる安定した人口の維持を実現する。

- ・基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
(就労機会の創出と多様化)
- ・基本目標2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
(豊かな自然環境・田園環境を活用した新しい人の流れの創造)
(中山間地域の振興)
- ・基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
(子育て世帯にやさしい様々なサービスの支援)
- ・基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
(まちの魅力がわかりやすい骨格・戦略的小拠点の形成)

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	創業者数	18人	累計50人	基本目標1
ア	創業塾の受講者数	7人	累計75人	基本目標1
ア	新たな認定新規就農者数	0人	累計5人	基本目標1
ア	認定農業者・認定新規就農者への農地の集積率	16.6%	18.0%	基本目標1
ア	那珂川市の特産品の	1店舗	5店舗	基本目標1

	販路拡大（特産品の取り扱い店舗数）			
ア	森林組合出荷量	2,818 m ³ /年	3,000 m ³ /年	基本目標 1
ア	市産材を利用した事業件数	13 件	累計 25 件	基本目標 1
イ	休日滞在人口	34,974 人	36,398 人/年	基本目標 2
イ	農業体験プログラムの実施件数	0 件	1 件	基本目標 2
イ	移住促進イベントなどへの参加者数	0 人	累計 400 人	基本目標 2
イ	移住促進事業による南畑地区への移住世帯数	9 世帯	累計 15 世帯	基本目標 2
ウ	待機児童数	40 人	0 人	基本目標 3
ウ	「子育てしやすい市」だと思える小学生以下の保護者の割合	88.9%	90.0%	基本目標 3
エ	既存宅地再編誘導件数	0 件	累計 2 件	基本目標 4
エ	まちの底力応援補助金交付後も継続して活動している団体数	0 団体	累計 1 団体	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

那珂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業

ア 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする事業

イ 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる事業

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業

② 事業の内容

ア 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする事業

創業への支援、農林業の働く場など市内における多様な就業機会

の創出と市内の産業基盤の充実、それに伴う女性や高齢者の働ける環境の整備、安定した雇用の確保による市外からの労働人口の流入、市外への就業に起因した人口流出の抑制を目指す事業

【具体的な取組】

- ・ 起業サポートと交流の場の提供
- ・ 農業に関する新たな働く場の創出、働く場の拡大と安定、U・I・J ターン移住者の誘導による就農促進
- ・ 林業サイクルの確立と山林資源活用による里地・里山の景観形成の強化 等

イ 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる事業

地域資源を活かした多様な交流活動と人流形成、移住者や関係人口の拡大による地域の豊かな自然環境・田園環境を活かした幅広い交流活動の展開、那珂川市の魅力を市内外に発信し、市内の滞在人口の増加と、それに伴う市外の移住に関心をもつ人との定期的な交流によるつながりを深め、移住・定住のきっかけとなる関係人口の増加に取り組む事業

【具体的な取組】

- ・ 都市圏からの新しい人流形成と、地域資源を活かした観光開発
- ・ 地域資源を活かした「農ある暮らし」の拠点形成、市外からの交流の促進
- ・ 移住・定住の環境づくりの強化 等

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

若年層・若年世帯の移住を促進し、市の出生数・出生率を高めることを目標に、子育てしやすいまちとしての支援策の充実に取り組む事業。

【具体的な取組】

- ・ 都市圏からの若年層・若年世帯の移住の促進 等

エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業

戦略的小拠点の形成と市内公共交通機関のネットワークの充実と、住みたい・住み続けたい暮らしができるまちづくり、戦略的小拠点間のネットワークの強化や景観法に基づく景観形成による市街地の魅力向上に取り組む事業

【具体的な取組】

- ・ 市街地・住宅地のブランディング
- ・ 新たな提案制度の構築と協働コーディネーション体制の整備 等

※ なお、詳細は「第2期那珂川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」のとおり。

- ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4の数値目標に同じ。

④ 寄附の金額の目安

15,000 千円（2022 年度～2024 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 7 月頃、外部有識者で構成する那珂川市地方創生推進委員会において、K P I の達成状況を基に事業の結果報告と検証を行い、その内容は毎年度、同市ホームページにて公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで